

船舶事故調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成21年12月29日 21時20分ごろ（船内時間）
発生場所	南太平洋 ソロモン諸島東方沖570海里（M）付近 （概位 南緯05°40′ 東経169°51′）
事故調査の経過	平成22年1月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十一 ^{けんかつ} 健勝丸、434トン 130029、法人所有 56.70m×8.80m×3.84m、鋼 ディーゼル機関、736kW、平成2年6月14日
乗組員等に関する情報	船長 男性 59歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年5月30日 免状交付年月日 平成20年4月23日 免状有効期間満了日 平成25年10月6日 漁ろう長 男性 60歳
死傷者等	死亡 1人（漁ろう長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び漁ろう長ほか20人が乗り組み、ソロモン諸島東方沖570M付近の南太平洋でまぐろ延縄漁の操業中、日本からの荷物を仲積船から受け取るため、漂泊を開始した。 漁ろう長は、仲積船のクレーンを使用して荷物を受け取るため、移送作業の妨げとなる無線アンテナなどを緩め、荷物を移動させる空間を確保することとし、船長及び甲板長と共にマストに登り、無線アンテナを緩める作業を行っていたとき、レーダーアンテナ設置台から約7m下方の甲板上に落下した。 漁ろう長は、心臓マッサージなどの応急手当を施されたが、搬送されたフィジー共和国スバの病院で死亡が確認され、死因は延髄圧迫と検案された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほぼ無、気温 約30℃ 海象：うねり、波高 約2～3m
その他の事項	漁ろう長は、レーダーアンテナ設置台の手すりに両足をかけ、その上方にあるアンテナヤードに左上腕部を押し付けた姿勢で作業を行っていた。 手すりは、夜露でぬれていて滑りやすくなっていた。

	<p>漁ろう長は、ヘルメット、安全ベルトなどを使用せず、長袖のジャージ上下を着用し、スリッパを履いていた。</p> <p>船外作業灯、通路灯、停泊灯及び漁ろうに従事している船舶が表示する灯火を点灯していた。</p> <p>漁ろう長の落下を目撃した者はいなかった。</p> <p>船舶所有者は、船員労働安全衛生規則の遵守を指示していた。</p> <p>船長は、本事故後、本船において安全ベルト着用の習慣がなかったことを反省し、その必要性を改めて認識した。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、ソロモン諸島東方沖の南太平洋において漂流中、漁ろう長等がマストに登って無線アンテナを緩める作業を行っていたとき、漁ろう長が身体のバランスを崩すなどしてマスト上部から上甲板上に落下したものと考えられる。</p> <p>漁ろう長が落下した状況については、目撃者がいないことから、明らかにすることはできなかった。</p> <p>漁ろう長は、船員労働安全衛生規則に定められた高所作業時における保護具を使用していなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、乗組員に対して高所作業時における保護具の使用など、作業の安全に関する教育を十分に実施していなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船がソロモン諸島東方沖の南太平洋において漂流中、マスト上で作業をしていた漁ろう長が保護具を使用していなかったため、身体のバランスを崩すなどして甲板上に落下したことにより発生したものと考えられる。</p>	